

■ 第1章 計画策定の概要 ■



■ 第1章 計画策定の概要 ■

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、国では、障がい者も健常者も支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」を目指しており、障がい者が支援を受けるだけでなく、自ら社会活動に参加して自己実現していけるように支援していくことを大きな目的としています。この背景には、「障害者権利条約」に基づいた「障害者差別解消法」(平成25年6月)の施行があり、国の「第4次障害者基本計画」(平成30年3月)では、合理的配慮や意思決定支援などが盛り込まれ、障がい者の権利を保障するための様々な取り組みが進められています。

沖縄県では、障がい者施策に関する法律や社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年3月に「第4次沖縄県障害者基本計画」を策定(令和2年2月に変更)したほか、平成26年4月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別等をなくしていく取り組みを推進するため、「障がい者に対する差別等の解消」を加えた5つの視点から、各種障がい者施策を推進しています。

本市では、平成28年3月に「みゃーく障がい福祉プラン」(宮古島市第2次障がい者計画及び第4期障がい福祉計画)』を策定し、「障がい者の自立と参加をともに支えるまちづくり」を基本理念として障がい者にやさしいまちづくりを目指した取り組みを行ってきました。また、平成30年3月には「宮古島市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者へのサービス提供充実とともに、障がい児への通所支援サービスの提供環境充実も手掛けてきました。

令和2年度は、市の障がい福祉計画と障がい児福祉計画の見直しを行う年度(法により3年を1期として策定することとされている)であり、第2次障がい者計画の見直しも併せて行う時期となっております。これまでの施策・事業の実施状況の点検や国の基本指針等を考慮しながら、3計画を包含した新たな『みゃーく障がい福祉プラン』を策定し、障がい者の権利を尊重しながら、自分らしく生活できる環境づくりを目指し、障がい福祉施策の一層の強化を図って参ります。

2. 計画の位置づけ

(1) 3計画の関係

本計画は、「障害者計画(障害者基本法)」、「障害福祉計画(障害者総合支援法)」、「障害児福祉計画(児童福祉法)」の3計画を一体的に策定しています。一体的に策定することにより、地域共生社会の実現に向けた市の方針と、具体的な成果目標及びサービス量の見込みを踏まえた提供体制の整備が連動するかたちで計画づくりを行っています。

【障害者福祉分野の3つの計画】

障害者計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者基本法

内容 障害者計画は、障害者の自立及び社会参加等の支援策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

<障害者計画に盛り込まれる施策>

- | | | |
|-------------------|-----------------|---------------|
| ● 安全・安心 | ● 自立生活支援・意思決定支援 | ● 教育振興 |
| ● 情報アクセシビリティ | ● 行政サービス等における配慮 | ● 文化芸術・スポーツ |
| ● 防災・防犯 | ● 保健・医療 | ● 国際社会での協力・連携 |
| ● 差別の解消、権利擁護、虐待防止 | ● 雇用・就業、経済的自立支援 | |

障害福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者総合支援法

内容 障害福祉計画は、障害者が地域で自立した生活を行うための支援として、成果目標や障害福祉サービス地域生活支援事業の基盤整備や、目標(見込量)を掲げるものです。

<障害福祉計画に盛り込まれる施策>

- | |
|---|
| ● 施設入所者や地域生活への移行に関する目標と方策 |
| ● 福祉施設利用者の一般就労への移行に関する目標と方策 |
| ● 障害福祉サービス、相談支援、計画相談等の見込量と提供体制の確保に関する事項 |
| ● 地域生活支援事業の実施に関する事項 など |

◎ H19～障害者自立支援法 → H25～障害者総合支援法に変更

障害児福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

児童福祉法

内容 障害児福祉計画は、障害児通所支援等の地域支援体制を整備するための成果目標や円滑な実施を確保するための見込量を掲げるものです。

<障害児福祉計画に盛り込まれる施策>

- | |
|----------------------------|
| ● 障害児通所支援の提供体制確保に係る成果目標と方策 |
| ● 障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの見込量 |

◎ 市町村障害児福祉計画、市町村障害福祉計画は一体のものとして策定することができる。

(2) 県や市策定の他計画との関係

本計画は、県が策定する「沖縄県障害者基本計画」との整合性を図った計画として位置づけられます。

市においては、「宮古島市総合計画」の将来像を実現するための障がい福祉に係る個別計画であり、「宮古島市地域福祉計画」との整合性を図るほか、福祉分野の他計画と横断的に施策の展開を行う位置づけとなります。また、その他の関連する部門の計画や社会福祉協議会の計画と連携しながら進めます。

3. 国の基本指針、障がい者基本計画に沿った計画策定

(1) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定に係る基本指針

第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画は、3年を1期として策定することが義務づけられています。今回の策定でも基本指針が示されており、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービスの質的向上など新たな成果目標が掲げられています。本計画は、この基本指針に基づきつつ、地域の実情を踏まえて策定しています。

(2) 国の第4次障害者基本計画を踏まえた策定

国の障害者基本計画は、平成30年度より第4次基本計画に改定されています。本計画は、国の第4次計画の施策分野を踏まえつつ、策定しています。



【参考】第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について	※ は新しく盛り込まれた内容
<ul style="list-style-type: none"> ●「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。 ●都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・地域における生活の維持及び継続の推進 <li style="width: 50%;">・福祉施設から一般就労への移行 <li style="width: 50%;">・「地域共生社会」の実現に向けた取組 <li style="width: 50%;">・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <li style="width: 50%;">・発達障害者等支援の一層の充実 <li style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">・障害児通所支援等の地域支援体制の整備 <li style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">・相談支援体制の充実・強化等 ☆ <li style="width: 50%;">・障害者の社会参加を支える取組 ☆ <li style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">・障害福祉サービス等の質の向上 <li style="width: 50%; border: 1px dashed black; padding: 2px;">・障害福祉人材の確保 	
3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）	
①施設入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減 	
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）(新) ☆ ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3ヵ月後69%、6ヵ月後86%、1年後92%（H30年時点の上位10%の都道府県の水準） 	
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 ☆ 	
④福祉施設から一般就労への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍 (新) ☆ ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用 (新) ☆ ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上 (新) ☆ 	
⑤障害児支援の提供体制の整備等	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所設置 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保 (新) ☆ ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1ヶ所確保 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) ☆ 	
⑥相談支援体制の充実・強化【新たな項目】	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ☆ 	
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 ☆ 	

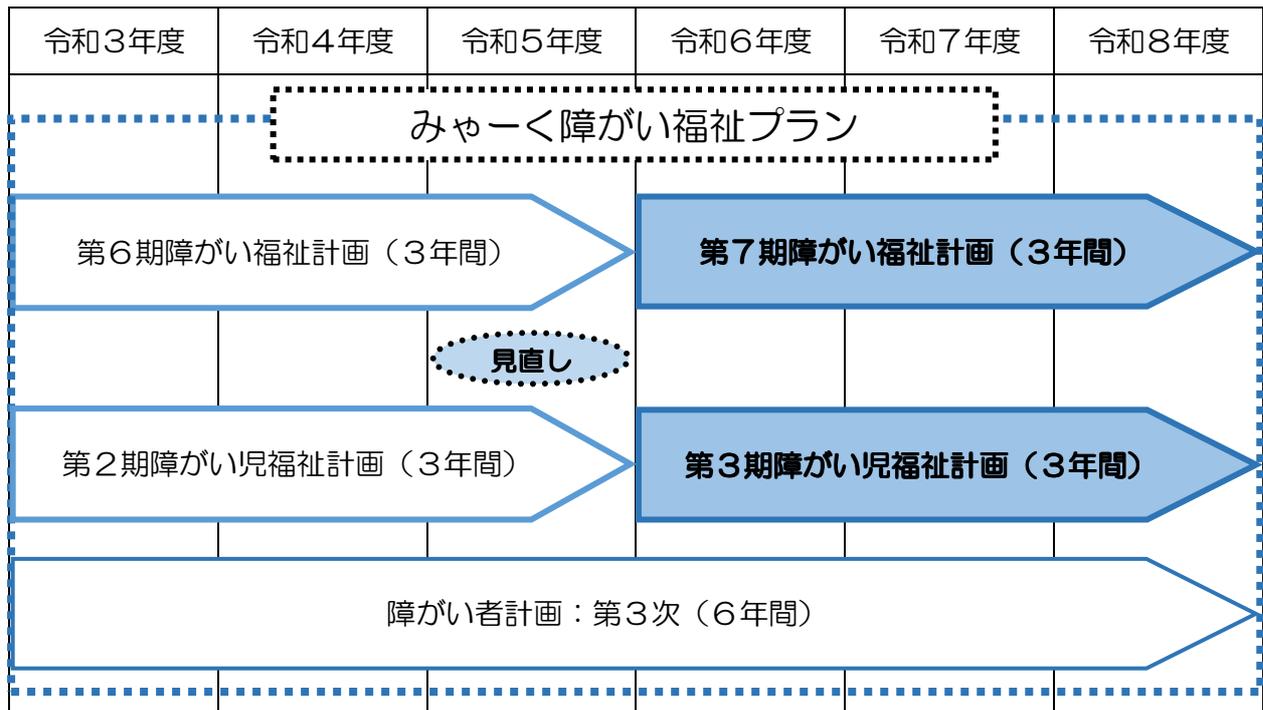
【参考】国の第4次障害者基本計画の概要（施策体系）

V 各論の主な内容	
<p>1. 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全に安心して生活できる住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進 ○移動しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等） ○障害者に配慮したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した歩行者移動支援 	<p>3. 防災、防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制 ○防犯対策や消費者トラブル防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談 ・障害者支援施設の安全体制確保
<p>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築 ○意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 	<p>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進 ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進 ○障害者虐待の防止、障害者の権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止
<p>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人の決定を尊重する意思決定支援の実施 ○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援 ・発達障害者等へのピアサポートの推進 ○地域生活への移行の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入 ○障害のある子供への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援 ○身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発 ○障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保 	<p>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進 ○多様な就業機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進 ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上） ・農業分野の就労支援
<p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の精神障害者の支援 ○地域医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実 ○研究開発等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・最新技術を活用した自立支援機器の開発 ・難病治療法の研究開発 	<p>9. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実 ○障害のある学生の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援 ○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援
<p>7. 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ○アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の窓口での配慮 ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮 	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者の芸術文化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験 ○障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック等のアスリートの育成強化
<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的協調の下での障害者施策の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 	

4. 計画の期間

市町村障がい福祉計画と市町村障がい児福祉計画は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられています。このため、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の計画期間は令和3年度～令和5年度までの3ヵ年計画とします。また、障がい者計画は、6年間の計画期間とします。

なお、計画期間中、法改正等により計画内容の変更が必要となった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。



○令和2年度 障害者週間作品展 絵画部門 最優秀作品